

2012年 9月

様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

代表理事 坂田 徳一

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : info@shiga.doyu.jp

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

2013年度 滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

はじめに

1) 滋賀県中小企業家同友会の紹介

私たち滋賀県中小企業家同友会(以下「滋賀同友会」):1979年1月創立、会員数610名、総従業員数10,000人)は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派、地域金融機関に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねてまいりました。

また、私どもの全国組織である中小企業家同友会全国協議会では、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして運動を展開してきました。滋賀同友会では2002年度から県下の議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、滋賀県議会をはじめ県下51議会(2003年度当時・100%)で採択されました。この取り組みを通じて、金融庁による金融検査マニュアルの画一的運用が改められ、「金融検査マニュアル別冊中小企業融資編」が作成され、中小企業金融の円滑化を促進させる成果を生み出しています。

2) 滋賀県における中小企業・自営業の占める位置と役割

2000年には「EU小企業憲章(リスボン憲章)」や日本政府を含む49ヶ国によって「OECD中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択、さらに2004年6月、OECDは「イスタンブール閣僚宣言」でボローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されています。

中小企業家同友会全国協議会では2003年5月から日本独自の「中小企業憲章」の研究と憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては「中小企業振興基本条例」の制定や改定に向け、全国的に努力してまいりました。

そんな折、2010年2月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する検討会」が立ち上がり、中小企業憲章の制定に向けて議論が進み、6月18日に政府は「中小企業憲章」を閣議決定しました。

「中小企業憲章」の前文には「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」ことが高らかに謳われ、基本理念には「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす」として、中小企業を国家の財産ともいふべき存在であると位置づけ、基本原則には「中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価に繋げる」といった政府の立場や姿勢が表明されております。

「中小企業憲章」を具体的に推進するには、中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付ける諸法令の具体的な整備と、地方自治体におい

ては「中小企業振興基本条例」の制定による元気な地域づくりが急務となっています。

滋賀県中小企業振興審議会「“未来志向の中小企業が創る元気な滋賀”－滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方－（2012年5月1日）」によると、H21年度の滋賀県における中小企業数は39,082で、県内企業にしめる中小企業の割合は99.8%。また、小規模企業数は34,133で、87.3%を占めています。また、中小企業の従業者数は252,682人で、全体の82.3%となっています。

ここには従業者規模別の企業数が説明され

H18年総務省事業所企業統計（滋賀県）

ておりませんので、少し古いデータになりますが、平成18年総務省事業所企業統計によると、県下55,768事業所（民営）の99.7%、雇用の85.7%（476,325人）を中小企業が占めています。しかも、従業者規模では5人未満の事業者が61.5%、10人未満で80.2%、20人未満で全体の90.8%を占めており、したがって、滋賀県経済を元気にするためには、これら多数の中小企業、とりわけ、従業者数20人未満の小規模事業所を元気にする条件と環境を整備することが欠かせないことを示しています。

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	34,270	61.5%	72,864	13.1%
5人～9人	10,435	18.7%	67,937	12.2%
10人～19人	5,884	10.6%	79,222	14.2%
20人～29人	2,033	3.6%	48,198	8.7%
30人～49人	1,470	2.6%	55,029	9.9%
50人～99人	969	1.7%	67,104	12.1%
100人～199人	414	0.7%	55,367	9.9%
200人～299人	128	0.2%	30,604	5.5%
300人以上	124	0.2%	80,263	14.4%
派遣・下請従業者のみ事業所	41			
合計	55,768			

従来滋賀県での産業政策の柱であった大企業の工場誘致も、近年では新規雇用の創出効果が限られていることや、大手メーカーの多国籍戦略による生産拠点の現地化、市場と安価な労働力を求めての工場移転、赤字を理由にした工場撤退による地域経済への打撃が目立ち、誘致の際の補助金返還を求める自治体も生まれており、滋賀県もその例外ではありません（千葉・茂原市 パナソニック、兵庫・尼崎市 パナソニック、長野・伊那市 NECライティング、三重県・亀山市 シャープ等）。

一方、中小企業・自営業は地域に根差した存在として、多くの多様な雇用を担っており、そのことが結果として市民税の源泉ともなり、自治体の安定財源を担保することになっています。さらに、高齢者や母子家庭、障がいのある人など多様な人が人材として働くことを支えているのが地域の中小・自営業であり、福祉的な支援を受ける側から、働き・納税し・社会に貢献する側へと移ることを保証しています。

つまり、地域社会の盛衰は中小企業・自営業の盛衰そのものであり、多様な中小企業・自営業が安定して経営を行える条件と環境が整うことが、いきいきと人が輝く滋賀県には必要不可欠です。

滋賀では平成8年以降、一貫して廃業率が開業率を上回っている状況だからこそ、地域経済を再生する視点で、中小企業・自営業全体をボトムアップする施策の充実が焦眉の急だと言え

ます。

これにはアメリカのコロラド州リトルトン市で取り組まれた「エコノミック・ガーデニング」という地域再生手法が参考になります。手間暇をかけて地元の企業を育てることこそ、長期的には雇用と税収を増やすことになると報告されています（「アメリカ中小企業白書2006」）。

3) 滋賀同友会の基本姿勢

これまで私達は自主的自助努力による強靱な体質の企業と経営環境の改善に向けて、次の課題に取り組んできました。

- 1) 人間を人間として大切にす理念型の企業づくりで、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ、地域の雇用を守り発展させる
- 2) 経営指針（経営理念・方針・計画）の成文化と実践による経営者の意識改革と経営革新
- 3) 共同求人活動により新卒学生の採用と、生きる力を育む社員“共育”活動
- 4) 中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップなど地域や大学との“共育”的連携の推進
- 5) 共同作業所・授産施設と連携し、障がい者の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動
- 6) 産・学・官・民の連携による新しい仕事づくり
- 7) 障がい者の自立支援に向けて、職場体験（トライワーク）の受入と雇用推進、共同作業所の就労収入向上支援、障がい者の雇用実態調査と雇用促進に向けたマニュアルづくり
- 8) 中小企業や市民にとって円滑に資金供給が行われる金融システムをめざす「金融アセスメント法（仮称）」の制定運動（滋賀県議会および県下50市町村議会（当時）で早期制定の意見書採択）
- 9) 事業所内共同保育施設整備に関する調査と研究、児童虐待防止の会内啓発活動
- 10) 地域若者サポートステーション事業（滋賀県・厚生労働省）
- 11) 中小企業を国民経済発展の中核的担い手として、国の根幹を支える重要な役割を正当に評価し、中小企業政策をわが国の基本的政策として位置付けることを宣言する「中小企業憲章」の制定運動。地域においては「中小企業振興基本条例」の制定と、その担い手となる組織（支部）と企業づくり

私たちは、自主的な自助努力によって地域の「生きる」「暮らしを守る」「人間らしく生きる」ことの担い手となる良い企業づくりをさらに進めてまいります。外需へ過度に依存した滋賀県の産業構造に、世界的な不況などの影響を受けにくい内需型の新しい産業構造をもう一つの柱として育てる最も確実で有効な政策として、地域の暮らしに根ざし、暮らしを支える中小企業や自営業が自ら元気を生み出す条件と環境づくりを最優先課題として位置づけて取り組まれることを願い、以下の項目を要望・提言します。

つきましては、県独自で解決できる事、国に対して要望する事などに分けて、取り組みを宜しくお願いいたします。

1. 「中小企業憲章」を国民的な認識へと高める活動を行ってください

2010年6月18日に、中小企業憲章が閣議決定されました。同友会がEU小企業憲章などを参考に提言・要望してきた同憲章が国において現実のものになった事は、中小企業を社会の主演として元気な地域づくりを進める大きな力になると言えます。

今回の「中小企業憲章」には、同友会が作成した「中小企業憲章草案」やヨーロッパ小企業憲章の内容が反映されていると評価できます。例えば、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主演である」と基本理念で中小企業の経済的社会的役割を高く位置づけていることや、「中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価に繋げる」といった政府の立場・姿勢を表明するなど、従来にない画期的な内容が含まれています。

ただ一方で課題も少なくありません。「中小企業憲章に関する研究会」は2月から5月の3ヶ月間に計6回開催されただけですし、パブリックコメントの期間もわずか10日間しかなく、とても国民的議論が行なわれたとは言えない状況です。これでは実効性は大変疑わしいと言わざるを得ません。また、憲章の精神を行政施策の隅々に行き渡らせるためのエンジン＝中小企業省、専任担当大臣、中小企業支援会議の設置も明記されていないため、単なる「絵に描いた餅」に終わってしまう危惧も否めません。

今回の憲章閣議決定は「スタート」でありこそすれ、決して「ゴール」ではありません。疲弊を続け、崩壊の崖にあるとも言える地域経済と中小企業・自営業が元気になる条件と環境をつくる具体的施策が行われるために、以下の内容を国に対して積極的に働きかけてください。

- ①閣議決定で終わるのではなく、国会決議を行うこと。
- ②中小企業に関わる施策は多岐にわたります。首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること。
- ③中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章を具体化した政策・施策の実行体制を強化すること。
- ④滋賀県として毎年6月を「中小企業憲章推進月間」に位置づけ、広く県民へ憲章の理念と中小企業の役割および魅力を伝える活動を行うこと。

2. 「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称・以下 振興条例）」の制定とその推進を担保する組織づくり

2010年11月の県議会での嘉田知事の「中小企業振のための条例」制定表明以降、県では中小企業振興の基本的なあり方検討・推進事業として、「経済団体との中小企業振興に関する研究会（企業研究会）」「地域団体等との中小企業振興に関する意見交換会（地域研究会）」「共同研究（大学との連携）」「企業訪問」を始め、色々な取り組みが行われています。さらに知事の諮問を受け、「滋賀県中小企業振興審議会」において「“未来志向の中小企業が創る元気な滋賀”－滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方－（2012年5月1日）」が答申され、2012年度中に「振興条例」の制定が目指されています。

滋賀同友会は2004年から「振興条例」の制定を提唱し、学習を重ねてまいりましたが、それはいまさら言うまでもなく、地方自治体の税収、雇用、地域の賑わい、さらには教育、文化など様々な面で、地域の中小企業・自営業の果たす役割は大変重要なものであり、代替の利かないものだからです。ゆえに、これまでの県の、一部のリーディングカンパニー育成や元気な企業をさらに元気にすることを主な目的とした「産業振興新指針」路線を不十分なものと指摘してきました。

ヨーロッパの「小企業憲章」や、アメリカの「エコノミック・ガーデニング戦略」に見られるように、地域の中小企業群を総体として捉え、その「生態系」を正しく把握し、数本の樹を大きくするだけではなく、豊かで多様な、かつ簡単に他県や、海外に移転しない、地域に根付いた地域の経済連関を創り上げることこそ重要であるとの見方からです。

滋賀同友会では「滋賀県中小企業振興基本条例草案（滋賀同友会）」を今年4月に発表いたしました。県の取り組む「振興条例」が、そのような地域経済に対する見方と、加えて小規模企業の割合が全体の80.2%を占めるという実体を踏まえて制定され、施策の立案と推進が行われるために、以下のことを重点として提言します。

- 1) 条例前文では滋賀の自然的経済的社会的な地域特性及び条例の必要性を明記し、第1条等では多様な中小企業が存在することの大切さと、中小企業政策の重要性を位置付けた目的・理念を明確にしていきたい。
- 2) 条文には会議条項を設け、中小企業経営者も含めた中小企業施策の検討機関「産業振興会議（仮称）」の設置を明確にしていきたい。
- 3) 条文には大企業者の役割として、地域経済の振興及び地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に努めることを明確にしていきたい。
- 4) 「振興条例」により「産業振興会議（仮称）」がきめの細かい中小企業支援施策を立案するために、県内中小企業の調査を規模等の実体を踏まえて丁寧（出来る限り悉皆）に実施していただきたい。
- 5) 「振興条例」の推進と県内中小企業の振興育成を専門的かつ庁内の部局横断で行う「中小企業支援室（仮称）」を設置していただきたい。なお、同室のスタッフは、産業振興に意欲のある職員を庁内で公募し、3年程度での移動ということがないような体制にしていきたい。
- 6) 地元自治体と連携して活力ある中小企業を育てるために、市町単位での「中小企業振興基本条例（仮称）」制定を促進していただきたい。

参考資料：

滋賀県中小企業振興基本条例草案（滋賀同友会）

中小企業は、滋賀県経済を牽引する力であり、地域社会の主役です。

母なる湖である琵琶湖を擁し、豊かな自然環境に恵まれた滋賀県は、古来より歴史や文化の舞台でした。また、東海道や中山道といった交通の要所でもあり、物流の結節点として繁栄してきました。江戸期においては近江商人が北は北海道から南ははるかベトナムやタイまで進出し、「売り手よし・買い手よし・世間よし」すなわち「三方よし」と言われる理念をもって、日本経済の近代化に大きく貢献しました。この理念は、今日では人とひと、人と自然や社会の関わり合いの知恵として、中小企業はもとより、広く県民の意識の中にとけ込んでいます。

戦後は電気や機械など加工組立型産業の拠点工場が進出しましたが、その生産を根底から担い、日本の高度経済成長を支えたのは中小企業です。

滋賀県の中小企業は、県内企業の大多数を占めており、様々な経済的社会的環境の変化に応じた多様な事業活動を通じて、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきました。

本県が自然環境と共生し持続的に発展し続けるためには、こうした中小企業の役割と重要性を県、市町村、事業者、経済団体、大学、そしてすべての県民が認識し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、県を挙げて中小企業を育てていく体制を築いていくことが何より重要です。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化を遂げつつあり、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念されます。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、どんな問題も中小企業の立場で考え（中小企業憲章）、厳しい変化を乗り越えるための果敢な挑戦に取り組む中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを早急に進めることが必要です。

また、中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要です。

私たち滋賀県民は、こうした取組により生まれる元気な中小企業こそ、自然環境と共生し、真に豊かで住みやすい滋賀県づくり、多様な生命を育む美しい琵琶湖を守り育てる原動力になるものと確信し、中小企業の振興を元気な滋賀県づくりの重要な課題に位置付け、ここに滋賀県中小企業振興基本条例を制定します。

（目的）

第1条 私たち滋賀県民は、本県経済に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることに

より、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全で持続的な発展及び県民生活の向上を図ることを目的として、この条例を制定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(1)中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものをいいます。

(2)中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合、中小企業団体中央会等中小企業者の事業の共同化のための組織、商工会、商工会議所、その他知事が相当と認めた中小企業団体をいいます。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければなりません。

(2)中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければなりません。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

(2)県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければなりません。

(中小企業者の役割と努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、社会的環境の変化に対応して、経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和および消費生活の安定・安全確保に十分配慮し、地域経済の振興発展に貢献しなければなりません。

(2)事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織（以下「共同化のための組織」という。）は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとします。

(3)中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとします。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力し、地域や自然環境との調和に努めるものとします。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、中小企業振興の推進に寄与するよう努めるものとします。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、中小企業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、中小企業振興を担う人材を育成するよう努めるものとします。

(県民の理解と協力)

第9条 県民は、本県の中小企業が地域経済の振興・発展及び県民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力するよう努めます。

(2) 県民は、消費者として、域内において生産され、製造され、又は加工される产品及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めます。

(3) 県民は、中小企業と共に発展する視点に立って、中小企業の経営や社会貢献に関心を持つよう努めます。

(基本方針)

第10条 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければなりません。

(2) 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとします。

一 中小企業の振興に関する基本的方向

二 中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策

三 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項

(3) 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聴くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければなりません。

(4) 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければなりません。

(5) 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。

(地域づくりによる地域の活性化の促進)

第11条 県は、中小企業の経営の向上及び改善に相乗的に効果を発揮するような地域づくりによる地域の活性化を促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創出の支援、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずるものとします。

(中小企業振興施策の公表等)

第12条 知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

(2)知事は、前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聴くものとします。

(3)県は、前項の規定により聴取した意見を考慮して、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとします。

(施策実施上の配慮)

第13条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮し、中小企業の育成・発展を促進するように、中小企業の立場で考えるよう努めるものとします。

(財政上の措置)

第14条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。

(産業振興会議)

第15条 県は、中小企業者等、学識経験者、消費者、NPO団体その他の多様な構成員により、基本理念の達成に資する研究を行うため、滋賀県産業振興会議（以下「会議」という）を設置します。

(2)会議において立案される実効性ある施策に対し、前項の構成員及び各経済主体は協働してその実現に向けて取り組むものとします。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めます。

附 則

(1)この条例は、公布の日から施行します。

(検討)

(2)知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、中小企業をめぐる情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

3. 中小企業の自助努力を応援し、活力を引き出し高めるため提案

「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」と「地域産業振興会議（仮称）」の設置による調査活動による実体を踏まえたデータを科学的に分析することによる施策の実施と「中小企業支援室（仮称）」による中小企業・自営業者と向き合い共に考え創り出す信頼関係の構築が新しい滋賀県経済を構築する確かな力になることは言うまでもありません。

一方で、現下の厳しい情勢の下で経営する中小企業・自営業の自助努力を応援し、その活力を引き出し高めるために、次のことを提言いたします。

- 1) 「農商工連携」「6次化」事業をさらに広げ推進するために、地域製品の開発・販路拡大への専門的支援と大都市へのアンテナショップの開設、滋賀ブランド認定等で、地域一次製品の外商をバックアップしていただきたい。
- 2) 医工連携に取り組む中小企業のすそ野広げ、事業化への環境を整備するために、医療現場のニーズを踏まえた医療機器開発に取り組む人材育成を県内大学との連携で取り組んでいただきたい。また、開発から製造・販売に至る各過程で丁寧なサポートと、とりわけ国内外への販路確立への具体的な支援を行っていただきたい。
- 3) 「省エネ・節電対応器具等の滋賀県施設へのモデル導入事業」を佐賀県のトライアル発注事業を参考にして拡大していただきたい。
- 4) 中小企業・自営業の若手技能者・後継者のモチベーションを高め経営発展をサポートするために、県の取り組む「おうみ若者マイスター認定者」であることをPRできる認定ロゴマークを作成し、県民へ周知していただきたい。特に中小・自営業での認定者と企業の現況をヒアリングし、個別課題の解決をバックアップする体制（なんでも相談員の配置）。認定者が技能者として成長していくことを確かめ合い励まし合う「認定者懇談会」を行っていただきたい。
- 5) 中小企業の海外展開を促進するために、販売活動を支援する体制（人と助成金）、海外事業展開成功企業によるセミナー（自分たちと似た境遇の企業が思い切って海外展開を始めた際の苦労談等）の開催、海外留学生の居住誘致、企業インターンシップの窓口となり、滋賀県・各市町村全部の友好都市や大学の情報が一つに集まるような「海外相談室（仮称）」を設置していただきたい。
- 6) 再延長された中小企業金融円滑化法が来年3月で終了します。県としても円滑化法に基づいて条件変更を行った中小企業の実態を調査し、金融機関に対して引き続き事業再生への支援を丁寧に行うことを要請するとともに、中小企業からの声を受け付ける窓口を県庁内に開設していただきたい。
- 7) 障がいのある人や若年無業者が地域で「働く」ことをさらに推進するために、労働、福祉、教育、中小企業等の関係機関の連携を強化する施策を推進していただきたい。特に、就労を進めるためには雇用の場づくりが必要であり、中小企業での雇用や仕事づくり等を調査しサポートする体制をさらに強化していただきたい。

以上

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

○「自主・民主・連帯の精神」

○「国民や地域と共に歩む中小企業」

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail info@shiga.doyu.jp ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>